

## 自転車マナーアップ強化月間について

〔令和3年4月19日〕  
〔県民活動課〕

### 1 目的

新年度が始まり、自転車に乗り始める小学生、自転車通学や塾通いを始める中・高校生など、自転車の交通事故が増加傾向となる5月を「自転車マナーアップ強化月間」として自転車利用者の交通事故防止に取り組む。

この取組に係るポスター、チラシを作成し、広島県、広島県警及び交通安全関係機関団体等を通じて広く県民に周知する。

### 2 強化月間

令和3年5月1日（土）～5月31日（月）

### 3 主催

広島県交通対策協議会（32機関・団体）

### 4 令和3年度スローガン

「自転車も 車と一緒に その責任」

### 5 重点項目

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の安全性の確保
- (3) 自転車及び歩行者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

### 6 街頭キャンペーンの実施

広島市南区内において、広島南警察署や地元高校生の参加を得て、自転車マナーアップ推進校の紹介やチラシ・グッズの配布による啓発を行う。（日時、場所等は調整中）

なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、キャンペーンを中止する。

# 自転車も 車と一緒に その責任

5月は  
自転車  
マナーアップ  
強化月間

毎月1日は  
自転車  
安全利用の日

マナーを守って  
楽しく安全に!



万が一に  
備え

## 自転車保険に 加入しましょう



※自転車保険について詳しくは裏面をご覧ください。

### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

夕暮れ時・夜間は  
LEDライトや反射材用品を  
活用して交通事故から  
身を守りましょう。

広島県警察反射材活用  
促進キャラクター **「キラリ☆マン」**

万が一に  
備え

# 自転車保険に加入しましょう

近年、自転車利用者の、赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂をスピードを落とさず交差点に進入する、などルール違反等により、自転車が加害者となる交通事故が多発しています。

被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、9,000万円を超える事例もあります。



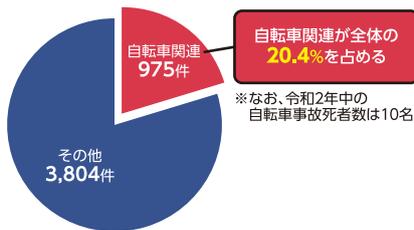
## 自転車保険の種類について

- 自転車保険には、様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。
- 補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの（賠償責任保険）なのか、補償内容を十分確認して、加入してください。
- 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。

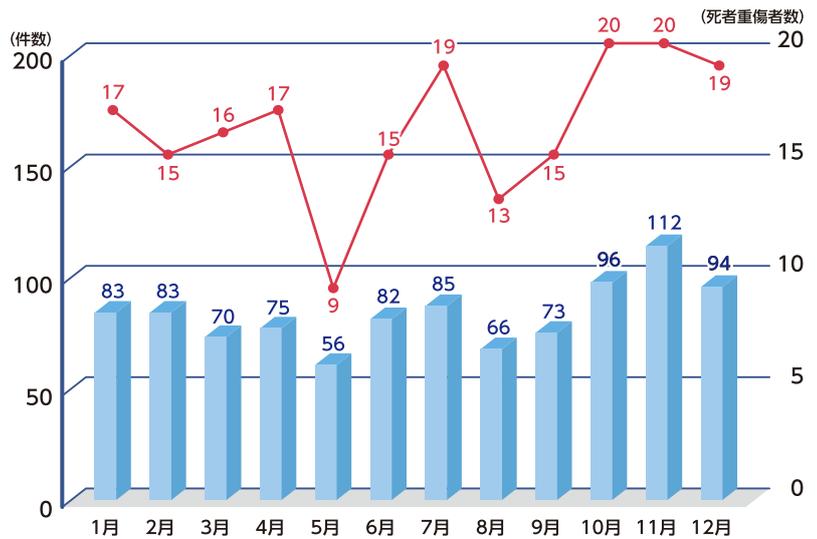
## 広島県における自転車が関係する交通事故の状況(令和2年)

※広島県警察本部 交通企画課

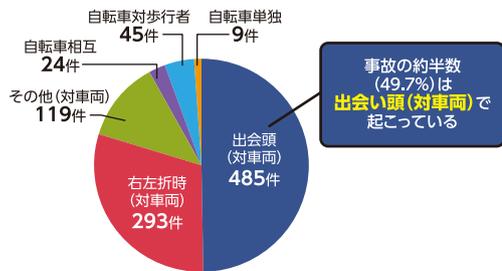
### ■ 総事故件数(4,779件)に占める自転車関連事故件数の割合



### ■ 自転車関連事故の月別発生状況

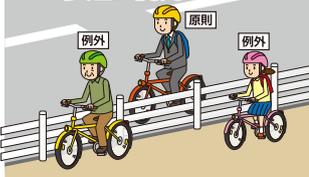


### ■ 自転車関連事故の人傷事故発生状況(計975件)

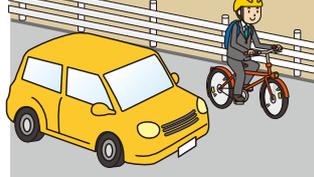


## 自転車安全利用五則を守りましょう!

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



### 2 車道は左側を通行



### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



### 4 安全ルールを守る



### 5 子供はヘルメットを着用



## 自転車運転中の大音量でのヘッドホン・イヤホン等の使用禁止

罰則 5万円以下の罰金

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態の運転は違反となります。

